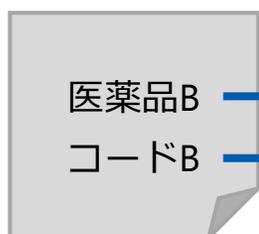


【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋ファイルを受け取った際、レセコン等に表示される医薬品名については、①電子処方箋ファイル自体にテキスト情報として記録された医薬品名、②電子処方箋ファイル内の医薬品コードを元にシステム内のマスタから呼び出された医薬品名称、の2種類があります。
- 個々のシステムでは、①・②の片方又は両方が表示されることとなりますが、②の方法の表示の場合、マスタの設定に誤りがあると、意図されたものとは異なる医薬品が表示される可能性がありますので適切なマスタ設定をお願いいたします。

電子処方箋ファイル



適切な医薬品マスタ

コード	医薬品名称	
コードA	医薬品A	～
コードB	医薬品B	
コードC	医薬品C	～

設定が誤っている医薬品マスタ

コード	医薬品名称	
コードA	医薬品A	～
コードB	医薬品X	
コードC	医薬品C	～

レセコン等の画面

【施設1】



【施設2】



【施設3】



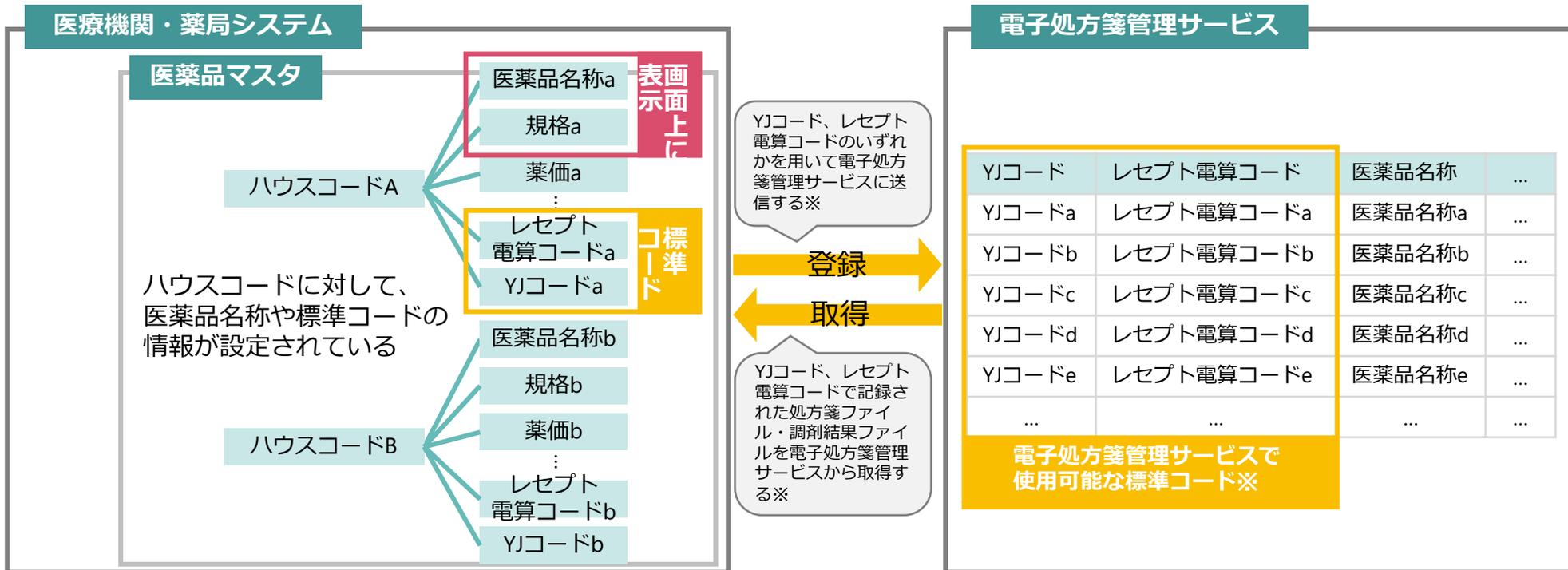
電子処方箋ファイルに登録された医薬品と異なる医薬品が、表示されてしまう

(注) 用法コードを含め、構図はその他のコード類についても同様ですので、各マスタの設定には十分にご注意ください。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスでは、医薬品は標準コード（YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コード）を使用し、処方箋情報、調剤情報、院内処方等情報の登録や閲覧、薬局への処方箋情報の共有等を行っています。
- 医療機関・薬局では、ハウスコード（自施設内で運用しているシステム内で医薬品や用法等に付与する独自のコード）を使用している場合、電子処方箋管理サービスにデータを登録するために標準コードとの設定が必要になります。※ハウスコードを使用せず、施設内でも標準コードを使用している場合もあります。

医薬品コードを用いた登録・取得のイメージ



(注) 医療機関や薬局のマスタに登録されていない医薬品などをシステムで使用するために、特定の医薬品等を指定しないコードをダミーコードと呼びますが、電子処方箋管理サービスでは使用することができません。

※一般名処方コードで電子処方箋管理サービスに登録された場合は、一般名処方コードが共有されます。

【医療機関・薬局】

＜参考＞電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードの設定・確認手順

- 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定する場合は、医薬品コードの設定に誤りがないか必ず確認してください。また、ダミーコードが特定の医薬品に設定されていないか確認して下さい。
- 医療機関・薬局システムで、医薬品コードの設定を確認する方法について一例を紹介します。

医薬品コードのひも付けの設定・確認手順の一例（イメージ）

※医薬品コードの設定方法や画面上表示される項目の名称等はお使いのシステムにより異なります。具体的な操作方法が不明な場合は担当のシステム事業者にご確認ください。

1. 医療機関・薬局システムで、メニュー画面/管理者画面等からマスタメンテナンス画面を開き、マスター一覧から「医薬品マスタ」選択します。



2. 設定や確認を行いたい個別の医薬品を検索・選択します。

医薬品マスタメンテナンス

【検索条件】
 薬品名称
 レセプト電算コード
検索

内部コード	レセ電コード	薬品名称	薬品区分	単位	...
12001	6203188XX	ニフェジピン L錠 10mg 「コウロウ」	内服薬	錠	...
12002

3. 医薬品名称と医薬品コード（レセプト電算コード、YJコード、一般名コード）が正しく設定されているか確認してください。選択した医薬品について、ダミーコード（特定の医薬品を意味しないコード）が特定の医薬品に設定されていないことを確認してください。

医薬品マスタメンテナンス

【コード修正】
 内部コード 登録 キャンセル

レセプト電算コード

YJコード

薬品名称

薬品区分

単位

薬価

適用開始日

適用終了日

【要確認】ダミーコードが特定の医薬品に設定されていないことを必ず確認する

(注) 実際の医薬品の場合は、上記レセプト電算コード、YJコード中のXXに具体的な数字が入っています。